

公共工事に係る最低制限価格の運用について

発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の 3 つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は入札書比較価格（税抜予定価格）の 2/3～8.5/10 の範囲内で下記により算定（1万円未満切捨て）する。

ただし、下記により算定された金額が入札書比較価格（税抜予定価格）の 2/3 を下回る時は 2/3、8.5/10 を上回る時は 8.5/10 とし、最低制限価格算定の際の端数処理については、1万円未満を切り上げ、8.5/10 で設定する場合のみ切り捨てる。

工事に伴い最低限必要な費用 = P（最低制限価格）

1. 工事の区分

契約番号が **4 2 5 1** から始まるもの。

(1) 一般土木工事（橋製作・架設工を含む）

$$P = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 1/5$$

(2) 建築工事（一般・解体工事共通）

$$P = \text{直接工事費} \times 8.5/10 + \text{共通仮設費} \times 6/10 + \text{現場管理費} \times 3/10 + \text{一般管理費} \times 1/10$$

建築工事に付随する設備工事、並びに単独補修工事は建築工事算定方法に準じる

(3) 舗装工事

$$P = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 1/5$$

(4) 電気・通信設備工事（製作・据付共通）

$$P = \text{直接製作費} \times 7/10 + \text{一般管理費（機器費）} \times 1/10 + \text{直接経費} \times 9/10 + \text{共通仮設費率分} \times 6/10 + \text{現場管理費} \times 3/10 + \text{技術者間接費} \times 3/10 + \text{一般管理費（据付）} \times 1/10$$

直接経費=直接工事費+共通仮設費の積み上げ分、直接経費に機器費を含まない

(5) 水道工事

$$P = \text{直接工事費} \times 8.5/10 + \text{共通仮設費} \times 6/10 + \text{現場管理費} \times 3/10 + \text{一般管理費} \times 1/10$$

(6) 暖冷房衛生設備工事

$$P = \text{直接工事費} \times 6/10 + \text{共通仮設費} \times 6/10 + \text{現場管理費} \times 3/10 + \text{一般管理費} \times 1/10$$

(7) 機械設備工事（製作・据付共通）

$$P = (\text{直接製作費} + \text{設計技術費}) \times 7/10 + \text{間接労務費} \times 6/10 + (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 9/10 + \text{共通仮設費率分} \times 6/10 + \text{現場管理費} \times 3/10 + \text{一般管理費} \times 1/10$$

直接経費=直接工事費+共通仮設費の積み上げ分、直接経費に製作工事価格費を含まない

(8) その他の工事

上記以外の工事については、必要に応じその都度設定する。
算定方法については、仕様書等に明記する。